

# 重要事項説明書（ICS 生命共済）

制度引受元：友愛共済協同組

## ○ ご加入に際しての重要事項

お申込みの前に、必ずお読みください。

### 加入概要 ～ご加入の概要について～

この「加入概要～ご加入の概要について～」はご加入に際し、共済商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申しいただき、ご加入後も適宜ご確認くださいませよう願います。また本書面は、ご加入に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細な点、ご不明な点につきましては、友愛共済協同組合（以下、「当組合」といいます）までお問い合わせください。

## 1 商品の仕組みについて

この商品は、ICSの会員を対象に、会員及びその配偶者が病気や災害で死亡された場合、または不慮の事故による傷害を原因として身体に障害を受けた場合、及び不慮の事故による傷害の治療を目的として5日以上入院された場合に対して共済金をお支払いする共済です。

## 2 保障内容について

共済金の種類、共済金のお支払事由や、お支払できない場合等について記載しております。

共済金の種類	お支払事由	お支払できない場合
病気死亡共済金 (高度障害共済金)	病気で共済期間中に死亡・高度障害状態になられたとき。	(1) 共済加入者の加入日から1年未満の自殺 (2) 共済加入者または共済金受取人の故意または重大な過失 (3) 共済加入者・共済金受取人の故意または重大な過失 (4) 共済加入者の犯罪行為 (5) 共済加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (6) 共済加入者の薬物依存 (7) 共済加入者が法令に定められた運転等の資格を持たないで、または飲酒状態もしくは麻薬等の薬物により正常な運転等ができない恐れがある状態で運転等を行っている間に生じた事故 (8) 地震、噴火、津波 (9) 戦争その他の変乱
傷害死亡共済金	不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡されたとき。	
後遺障害共済金	不慮の事故による傷害を直接の原因として約款に定める身体障害の状態になられたとき。	
傷害入院共済金	不慮の事故による傷害の治療を目的として5日以上入院されたとき。	

## 3 共済期間について

- (1) 共済期間は1年を超えないものとします。
- (2) 共済（保障）満了日は加入日、更新日から最初に到来する3月31日までとします。（以後、規定の範囲内で更新・継続加入できます。）